

Ⅸ. ～節度ある地熱開発のための具体的要件～ — 3つの根幹条件 —

～はじめに～

万一、反対声明を受けても、地熱エネルギー開発を実施する場合には、次の要件を満たし、「国家責任」と「法的整備」によって、「監視機能を徹底」された上で、「自然涵養量にみあう且つまた自然破壊を伴わない」地熱エネルギーの利活用を強く要望いたします。



1. 「温泉源利用」や自然公園等保護地域の「環境保全」に対する行政チェック機能の徹底



2. 国民への公正な情報公開の確立



3. 「安全重視」＝「地下地表環境保全」を強化し、地震多発・土砂災害危険度がアップしている日本列島の「地下防災」体制強化に重点おいた政策、法律整備、監視徹底を早急に行うこと

11

Ⅸ. ～節度ある地熱開発のための具体的要件～ — その1 —

1. 「温泉源利用」や自然公園等保護地域の「環境保全」に対する行政チェック機能の徹底

①温泉法上の温泉＝「蒸気台帳」「温泉(熱水・鉱水)台帳」「ガス台帳」一元整備
温泉資源全体から、一元管理・利用上限の管理体制づくりを行うこと

②開発者負担、第3者機関による「長期モニタリング」正しい情報公開
「温泉源」「自然環境」特に「地下環境保全」の長期監視体制の徹底

③自然涵養量以内(天水量と熱源量の供給バランス)＝温泉収支にみあった
“採取利用制限”を義務つける法律整備、公正なチェック機能を果たす
～～温泉源・熱源の枯渇防止、持続可能な利用制限を図ること～～

④地熱開発で、「既存温泉や温泉源へ影響がある場合」「枯渇が顕在化した場合」⇒⇒⇒“地熱エネルギー事業の差し止め・停止”を発動できるよう法律整備
に監視行政を徹底すること

⑤国策等の地熱(調査)開発行為で損害が発生したと思われる場合 ⇒⇒⇒“**開発者負担の原則**”をもって「影響なし」の科学的立証すること。
被害について⇒⇒⇒国費を投入、国策開発事業⇒⇒⇒国が公的賠償制度を整備し
将来にわたって救済を行うこと(事前に補償内容明文化、損害賠償基金の創設等)

12